

第2節 被害情報等収集伝達計画

第1項	災害情報の収集	<input type="checkbox"/> 総括班	<input type="checkbox"/> 各班
第2項	被害情報の伝達・報告	<input type="checkbox"/> 総括班	<input type="checkbox"/> 各班
第3項	被害情報の報告基準	<input type="checkbox"/> 各班	
第4項	通信計画	<input type="checkbox"/> 総括班	

【基本方針】

東日本大震災は、大津波や震度7に達する強烈な地震と大津波により、ライフラインが途絶し、また各行政機関も被災したため、迅速な防災初動体制が立ち上げられず、発災後約1週間は多数の住民は厳しい被災生活を余儀なくされた。また、近年の自然災害の大きな特徴として地球温暖化現象等を要因とした災害規模の巨大化、あるいは災害態様の複合化が共通した特徴としてあげられる。

災害対策本部並びに関係機関は、このような東日本大震災等の災害教訓を踏まえ、時間の経過とともに刻々と変化する災害情報を相互が連絡を取りつつ共有することの重要性を改めて認識し、自助・共助・公助の考えに基づいて連携協力し、的確かつ効果的な初動応急対策を実施するため、以下の事項について災害に関する情報の収集・伝達を迅速に行うこととする。

第1項 災害情報の収集

1. 初期情報の把握（“各災害対策班”）

災害活動は、まず正確な情報及び被害情報を迅速に把握することからはじまり、それに基づき災害の事態に対応した応急対策を的確かつ速やかに実施する。

《初動応急対策活動のための基礎情報》

- a. 災害状況（がけ崩れ、土石流、洪水等の災害態様及び構造物の被害状況等）
- b. 被災程度や被災状況（人的被害、物的被害）、被害拡大の可能性の有無
- c. 救急・救助の緊急性（第一義的には警察・消防機関へ報告することとする）
- d. 応急対策の緊急性（事態がより切迫するときには住民や班員の安全確保を第一義とする）
- e. 避難誘導の必要性（緊急性、避難させるべき範囲等）

(1) 被害状況調査等

市は、防災行政無線、消防無線等を活用して、消防団や自治会、自主防災組織、住民等からの情報をもとに、被害状況の早期把握に努めるとともに、必要に応じて調査班を編成して、現地での被害状況の把握に努める。

災害の初期の段階においては具体的な被害状況のみならず、通報の殺到状況等被害規模を推定できる概括的な情報に留意する。

(2) 災害情報の把握内容

各班は被害規模を早期に把握するため、主として次の初期情報等の収集を行う。

《被害初期情報の把握内容》

- a. 人的被害、家屋等の建物被害状況
- b. 浸水や土砂災害等の発生状況、災害の規模（広範囲、局所的）
- c. 住民の行動・避難状況
- d. 救出・医療救護関係情報
- e. 交通機関の運行・道路の状況
- f. ガス・電気・水道・電話等生活関連施設の運営・被害状況
- g. 防災関係機関の対策実施状況
- h. その他必要な被害報告

2. 災害情報の収集・報告計画

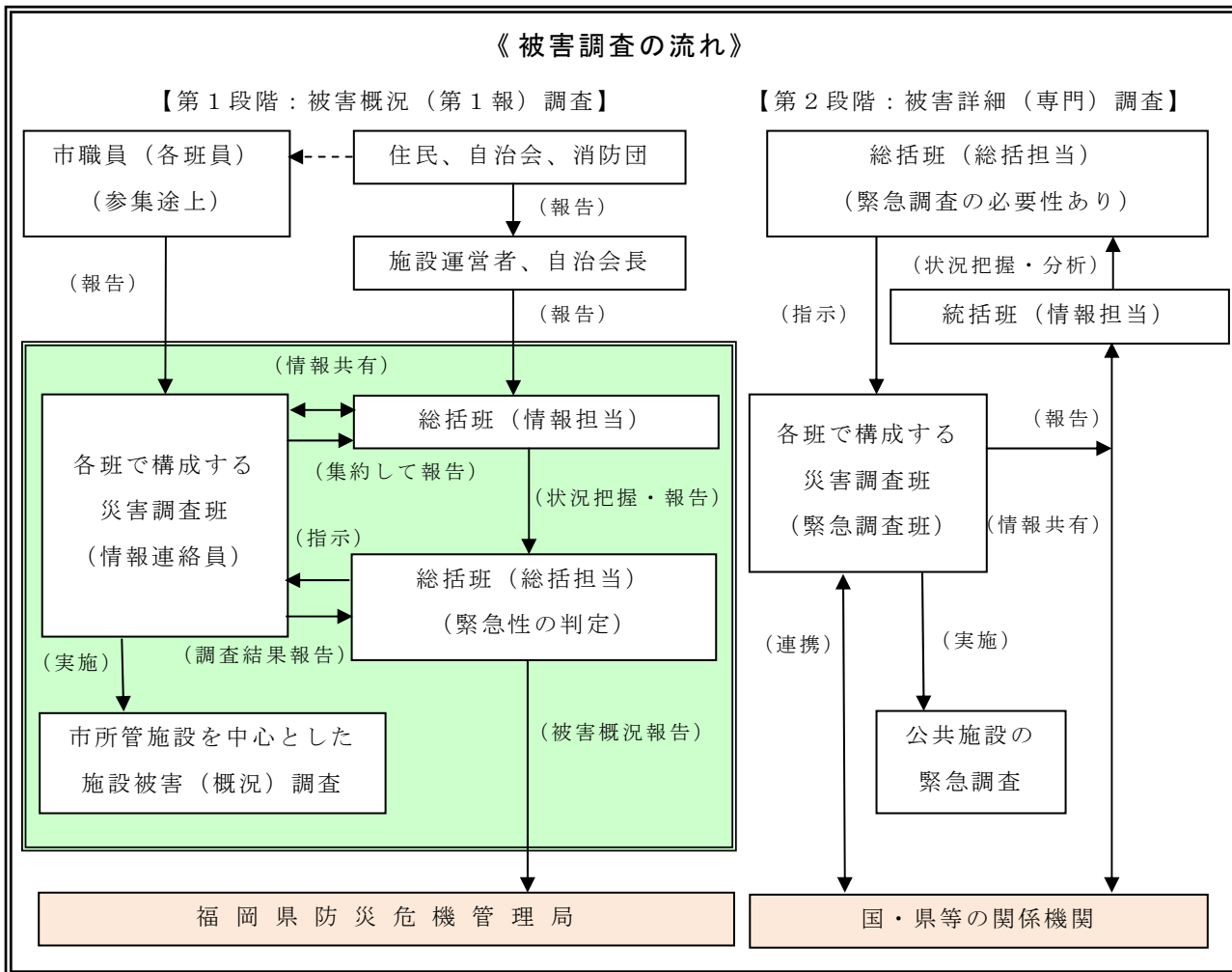
(1) 情報の収集・集約：“総括班(情報担当)”

各班長は、災害発生と同時に被害状況について調査・収集にあたり、その結果を“総括班(情報担当)”に報告する。なお、この報告にあたっては、予め定めた“情報連絡員”が行うものとする。

また、“総括班(情報担当)”は、適切な情報管理を行うため、各班と連絡を密にしておくものとする。

(2) 災害調査係等の編成

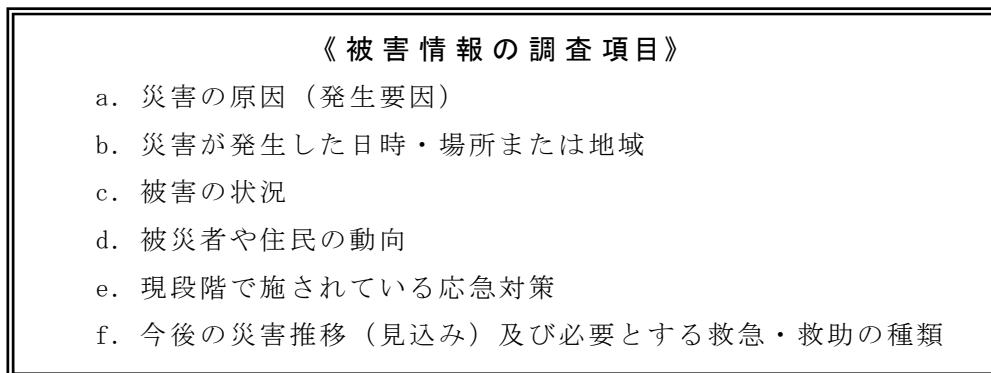
各班は、災害が発生したときは、直ちに技術職員等からなる“災害調査班”を編成し、各所管する施設（住家、土木施設、農林水産物、農林水産業用施設、商工業施設等）の被害概況を調査する。



(3) 災害情報の収集、調査要領

災害情報の収集・調査にあたっては、以下の事項に留意して被害状況を的確に収集・調査する。

1) 主な情報項目



2) 各班は、災害発生と同時にそれぞれの所属する班の災害状況について調査、収集を行う。この場合、関係機関、諸団体及び住民組織等の協力を得ながら実施するものとする。

3) 情報の収集等に迅速正確を期すため、あらかじめ定める報告様式、調査要領、連絡方法等に従い報告する。

- 4) 各班において被害の程度及び状況がわかるような写真の撮影を行い、“総括班(情報担当)”に提出する。
 - 5) 各地区での情報収集活動
夜間及び休日、退庁後において、本庁集合が困難かつ連絡が不可能な場合は、“避難所担当者”が中心となって、地元の消防団、自主防災組織等と連携して被害状況の収集を行う。
 - 6) “総括班(情報担当)”は、所轄警察署及び消防本部と密に連絡を図り、被害情報の収集にあたるものとする。
 - 7) 被害規模や発災時刻によっては、具体的な調査が困難な場合もあるので、自主防災組織等の当該地域に詳しい関係者の協力により概況を把握し、被災人員についても平均世帯により計算し即報する。
 - 8) 自主防災組織は、地域内に発生した災害や被害の状況を、迅速かつ正確に把握して市や防災関係機関へ報告するとともに、市が発する避難準備情報、避難勧告や避難指示等の情報を住民に伝達するなど、的確な応急活動の実施に努める。
 - 9) 全壊、流失、半壊、死者及び重傷者が発生したときは、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査する。
 - 10) 被害が甚大なため、市のみでは被害状況等の収集及び調査が困難なとき、あるいは調査に専門的な技術を必要とするときは、県及び関係機関に応援を求めて実施する。
 - 11) 被害認定基準
被害状況調査にあたっては、本編第1章第5節「災害救助法等適用計画」に示す「被害認定基準」に基づき判定するものとする。
- (4) 応急対策活動情報の市・県間の連絡
- 市は、県に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等と併せて、応援の必要性等を連絡する。また、県は自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。

第2項 被害情報の伝達・報告 【資料編*Ⅲ.2.2】

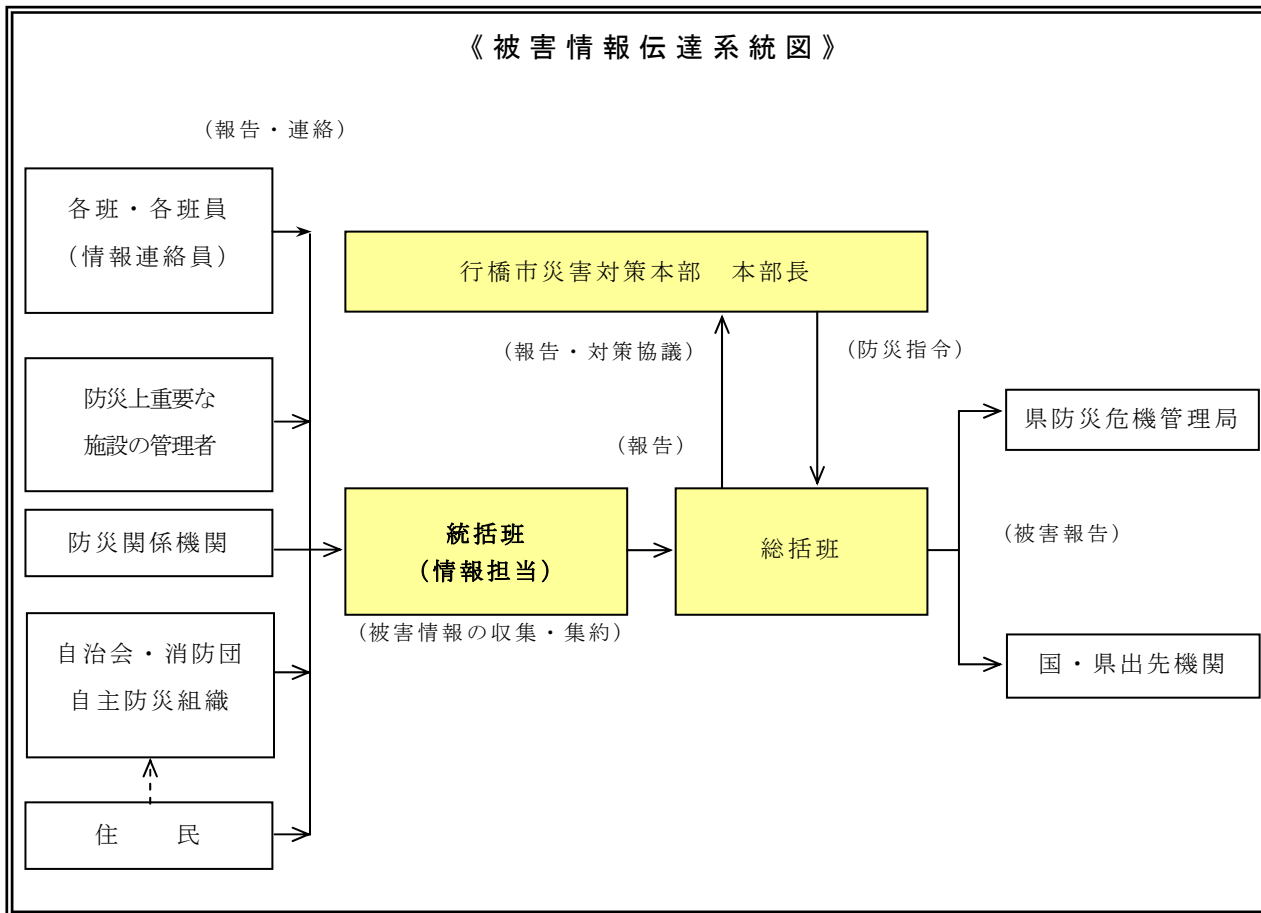
1. 被害情報のとりまとめ

得られた被害情報については、各班の情報連絡員や避難所担当者は被害状況をとりまとめのうえ、その調査結果を“総括班(情報担当)”に報告する。また、“総括班(情報担当)”は、最終的な被害情報を総括表にまとめておく。

2. 被害情報の報告

“総括班(情報担当)”は“総括班(総括担当)”へ被害状況を報告する。報告を受けた“総括班(総括担当)”は、被害情報伝達系統図に従い国・県等の関係機関へ被害状況を定期的に報告する。

*資料Ⅲ.2.2「被害状況等の調査・報告事項」



第3項 被害情報の報告基準

市は、速やかに概括的な情報の収集を行い、緊急の場合は必ずしも災害即報等の所定の様式によらず、直接、電話等により防災関係機関へ連絡を行う。【資料編*Ⅲ.2.3、資料編*Ⅲ.2.4】

1. 県への報告

市は、災害が発生したとき、基本法第53条第1項に基づき、速やかに災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を県に報告する。

2. 県への報告要領

(1) 被害状況等の報告

基本法及び他の法令の規定に基づく災害の情報収集、被害状況及び部門別被害状況報告の取扱いについては、「県災害調査報告実施要綱」の定めるところによる。

*資料Ⅲ.2.3「福岡県災害調査報告実施要綱（抄）」

*資料Ⅲ.2.4「火災・災害等即報要領」

(2) 報告要領

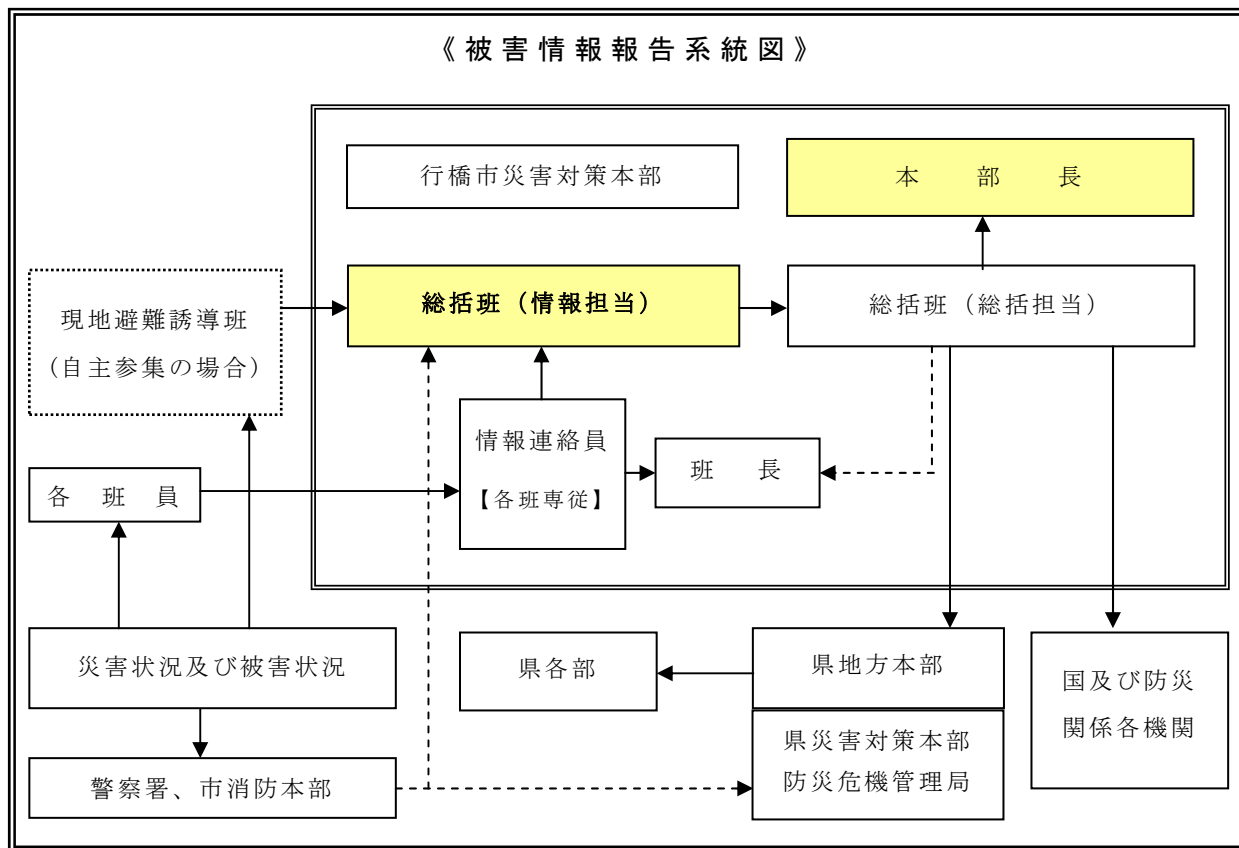
《災害報告要領の区分と責任者等》			
区分	責任者	様式	摘要
(1) 災害概況及び被害状況即報(即報)	市長 総括班長	様式第1号	災害の発生に際し、死傷者、住家等の被害が発生し、または避難が行われた場合、直ちに 災害概況即報(様式第1号) を県防災行政無線または電話(ファクシミリを含む。)をもって報告する。 以後、新たに被害が発生したとき、または増大した場合はその都度遅滞なく様式第2号を提出する。 前記報告の他、判明した被害状況については 様式第2号 に掲げる事項を速やかに報告するものとし、以後は毎日、定められた時間までに報告する。
		様式第2号	
(2) 災害概況詳報(詳報)	市長 総括班長	様式第2号 様式第3号	被害状況がある程度まとまった段階において、災害発生日より5日以内に 様式第2号 または 第3号 にて報告する。
(3) 被害状況確定報告(確定報告)	市長 総括班長 各部門別担当班長	様式第2号	応急対策を終了したとき、または災害対策本部を解散した日から15日以内に 様式第2号 または 様式第3号 を前項に準じて提出しなければならない。 確定報告は、即報及び詳報をもって報告した被害状況の総括的なものであって、その被害の実態を把握するために必要な証明書、現地写真、図面その他必要な書類を添付する。
		様式第3号 各部門別様式	

(3) 火災・災害等即報

火災・災害等に関する即報については「火災・災害等即報要領」に則り、被害状況を報告するものとする。この「火災・災害等即報要領」は消防組織法(昭和22年法律第226号)第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めたものである。消防庁長官は、市に対して消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

ただし、市長は県に対して被害状況等の報告ができない場合においては、消防庁(応急対策室)に直接報告を行うほか、119番通報が殺到し錯綜状態にある場合等については、市から県への報告だけでなく直接消防庁(応急対策室)に対して即報を行う。

(4) 各班の被害情報報告の流れ



(5) 県への被害状況報告系統

市が行う災害被害状況報告は、次の順序によるものとする。ただし、応急対策活動等のため急を要すると認められるときは、これによらないことができる。

《基本法第53条に規定された被害状況等の報告要領》	
	報告の内容
	被害の概要
	災害対策本部設置の状況
	避難命令・勧告及び指示の状況
	消防団の活動状況
	応援要請状況
	要員及び職員派遣状況
	応急措置の概要
	救出活動の状況
	要望事項
	その他の状況
《報告の種類》	
被害状況等の報告	
第53条 市町村は、当該市町村の区域内に災害が発生したときは政令で定めるところにより、速やかに、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を都道府県に報告しなければならない。	
即報	初期段階で被害の有無及び程度の全般的状況について県防災行政無線または電話で直ちに報告し、以後遅滞なく様式第1号、様式第2号を提出する。
詳報	被害状況がある程度まとまった段階において、災害発生日から5日以内に様式第3号で報告する。
確定報告	応急対策が終了したとき、様式第2号、様式第3号で15日以内に報告する。

《県への被害状況報告系統(その1)》

《各班の報告》

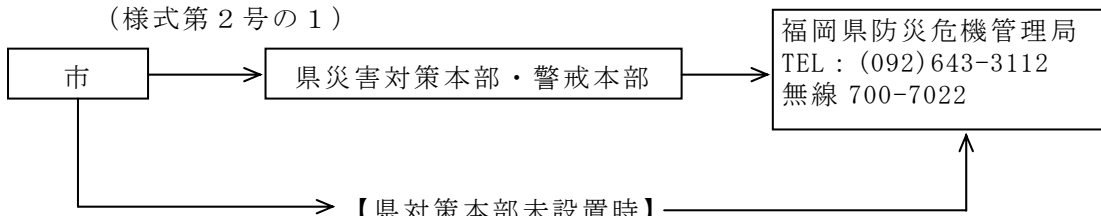
1) 災害概況及び被害状況即報(総括班)

(様式第1号・様式第2号の1)



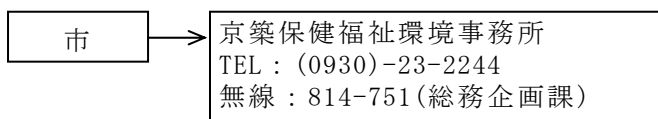
2) 被害状況確定報告(総括班)

(様式第2号の1)



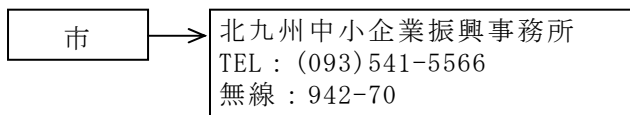
3) 保健福祉環境関係被害即報・詳報・確定報告(環境水道班・福祉班)

(様式第2号の2、3、様式3号の1)



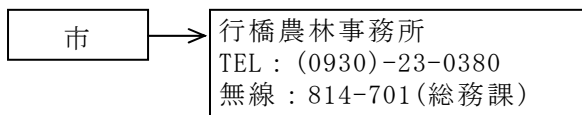
4) 商工業関係被害即報・詳報・確定報告(産業振興班)

(様式第2号の4、様式第3号の2)



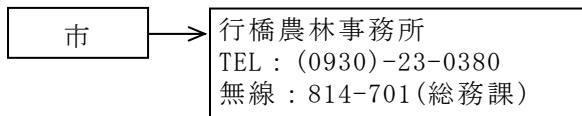
5) 農業関係被害即報・詳報・確定報告(産業振興班)

(様式第2号の5、様式第3号の3から15)



6) 林業関係被害即報・詳報・確定報告(産業振興班)

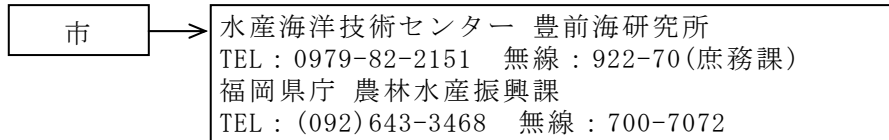
(様式第2号の6から10)



《 県への被害状況報告系統(その2) 》

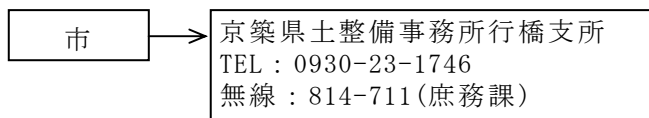
7) 水産業関係被害即報・詳報・確定報告(産業振興班)

(様式第2号の11、12)



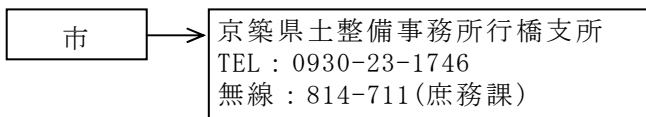
8) 土木関係被害即報・詳報・確定報告(都市整備班)

(様式第2号の13、様式第3号の16)



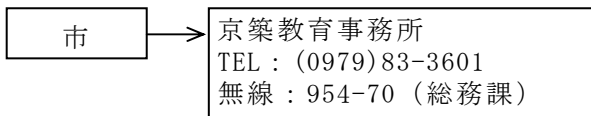
9) 建築都市関係被害即報・詳報・確定報告(都市整備班)

(様式第2号の14、15、様式第3号の17)



10) 教育関係被害即報・詳報・確定報告(教育班)

(様式第2号の16、様式第3号の17)



第4項 通信計画

県、市、消防本部及び県出先機関等の防災関係機関が災害応急対策を連携し、迅速かつ的確に実施するため、相互通信連絡を行う場合には原則として福岡県防災・行政情報通信ネットワークの機能を最大限に活用する。

1. 防災行政無線の活用

応急活動を迅速かつ的確に実施するため、災害時には被災による不通のおそれが少ない防災行政無線を活用する。

<p>《災害時に使用できる通信施設》</p> <p>ア. 防災行政無線 イ. 非常電話・非常電報 ウ. 他の機関の専用通信施設 エ. 非常無線 オ. 消防無線 カ. 携帯電話</p>

本市における移動無線通信施設は次のとおりである。

《移動局一覧表》			
呼出番号	呼出名称	設置箇所	通信担当者
2	北小学校	行橋北小学校	行橋北小学校職員
6	中央公民館	中央公民館	中央公民館職員
15	南小学校	行橋南小学校	行橋南小学校職員
18	養島公民館	養島公民館	養島公民館職員
22	今元小学校	今元小学校	今元小学校職員
34	仲津小学校	仲津小学校	仲津小学校職員
55	泉小学校	泉小学校	泉小学校職員
74	中京中学校	中京中学校	中京中学校職員
82	稗田公民館	稗田公民館	稗田公民館職員
94	延永小	延永小学校	延永小学校職員
106	椿市小	椿市小学校	椿市小学校職員
118	可搬12	別所地区	別所地区管理者
119	可搬13	見立地区	見立地区管理者

2. 通信の非常そ通措置（西日本電信電話株式会社）

（1）重要通信のそ通確保

災害等に際し、次の措置により迅速かつ適切に通信輻輳の緩和及び重要通信の確保が図られるよう要請する。

- 1) 応急回線の作成、ネットワーク回線網によるそ通確保を図る。
- 2) 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため、必要があるときは、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、迅速かつ適切に利用制限の措置をとる。
- 3) 非常、緊急電話または非常、緊急電報は、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、一般の通話または電報に優先して取り扱う。
- 4) 警察、消防、その他諸官庁等が設置する通信網との連携をとる。

（2）被災地特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難所等に被災者が利用できる特設公衆電話の設置を要請する。

（3）災害用伝言ダイヤル「171」の提供

災害時において、通信が輻輳した場合に、被災地の家族、親戚、知人等の安否の確認が困難となるため、安否等を確認できる情報伝達手段の一つとして、「声の伝言板」による災害用伝言ダイヤル「171」の利用を促進する。

なお、災害用伝言ダイヤル「171」の提供開始については、西日本電信電話(株)において決定され、住民への利用を周知する。利用方法については、「171番」をダイヤルし、利用ガイダンスに従って、伝言－録音－再生を行う仕組みとなっている。

※通信の輻輳：大規模なイベントや災害時に発生する通信要求過多や通信リトライ行為等により、通信が成立しにくくなる現象。英－congestion

3. 公衆電気通信施設の利用計画（災害時優先電話、非常通話） 【資料編*Ⅱ.3.9】

災害時において加入電話が輻輳し、通話が不能または困難な場合で応急対策等のため必要があるときは、災害時優先電話や非常通話を利用することができる。

(1) 非常電話取扱の承認

市は災害時における緊急通信のため、加入する電話の「災害時優先電話」取扱いについて加入電話取扱局と協議して、その取扱いについて承認を受ける。

(2) 非常電話の使用法

災害時に迅速な通信連絡を必要とする場合は、非常電話の「102」番をダイヤルしオペレーターに「非常通話」である旨を告げ、承認を受けた電話番号とその理由を申し出る。

《災害時優先電話》

災害時等に通話が混み合った場合、電話回線は一般的にはほとんど接続されなくなるが、そうした場合でも災害対策上重要な電話を優先的に接続する(発信規制がかかりにくい)ために指定された電話回線である。

《非常通話、緊急通話》

災害が発生し、または発生するおそれのある場合、あるいは緊急事態が発生した場合に救援、復旧等のための必要な事項を内容とする通話であり、交換手扱いで優先的に接続される。あらかじめ電話番号を電話局に登録しておく必要がある。

(3) 市が承認を受けた災害時優先電話は資料編に示すとおりである。

4. 非常災害時における通話料の免除取扱

電話回線を経由する場合は、次のものが料金免除となる場合がある。

- 1) 天災、地変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合における人命財産の危険を通報する電報であって、その危険を知った者がその救助、救援に直接関係がある機関に対して発するもの。
- 2) 災害に際し、西日本電信電話(株)が指定する地域及び期間において、り災者が発信するり災状況の通報、または救いを求めることを内容とする電報であって、西日本電信電話(株)が定める条件のもの。

5. その他の通信施設利用計画

(1) 専用通信施設の利用

公衆電気通信施設の利用が不可能となり、かつ通信が緊急を要する場合は、基本法第57条及び第79条、災害救助法第11条、水防法第27条、消防組織法第41条の規定により、他の機関が設置する有線電気通信設備または無線通信設備を利用することができる。

この場合、事前に関係機関と協議しておくものとするが、使用できる主な機関は次のとおりである。なお、利(使)用しようとするときは、次の事項を記載した書類または口頭により申し込む。

《災害時に利(使)用できる通信施設》		
利(使)用できる者	通信設備設置機関	申 込 窓 口
市長 消防団長 消防機関の長	県(防災行政無線)	京築県土整備事務所 行橋支所
	県警察本部	行橋警察署
	九州地方整備局 北九州国道事務所	行橋維持出張所
	第七管区海上保安本部	警備救難部長、海上保安部長
	九州旅客鉄道(株)	行橋駅
	九州電力株式会社	行橋営業所

《専用通信施設利用申込要領》

- a. 利(使)用しようとする理由
- b. 通信の内容
- c. 発信者及び受信者

(2) 非常通信の利用

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、有線電話を利用することができないか、またはこれを利用することが著しく困難であるときには、市は電波法(昭和25年法律第131号)第52条の規定に基づいて非常通信を行うことができる。この非常通信は、次の計画に定めるところにより依頼する。

1) 利用資格者

原則として、非常通信は誰でも利用することができるが、通信の内容には制限がある。

2) 非常通信の依頼先

福岡地区非常通信連絡会加入の無線局または最寄りの無線局に依頼する。この場合あらかじめ最寄りの無線局と連絡して、非常事態の際の協力を依頼しておく。

《非常通信ルート》							
市担当部署	ルート名	伝送方法	非常通信 受付機関	伝送方法	非常通信 受付機関	伝送方法	県担当部署
総務課 防災危機 管理室	警察ルート	使送	行橋警察署 警備課	無線	県警察本 部警備課	有線	福岡県防災 危機管理局
	消防ルート	使送	行橋市消防本部 警防課	無線	—	—	
	県庁ルート	使送	京築県土整備 事務所行橋支所	無線	—	—	

※使送：人が直接情報の伝達を行うこと。

3) 非常通信における通信内容

非常通信における非常通報の内容は次のとおりである。

《非常通報の内容》
<ul style="list-style-type: none"> a. 人命の救助に関するもの b. 天災の予警報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の状況に関するもの c. 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料 d. 非常事態に際しての事態の收拾、復旧、交通制限その他の維持または非常事態に伴う緊急措置に関するもの e. 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの f. 遭難者救護に関するもの g. 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの h. その他、災害が発生した場合における住民の避難、救援、情報の収集、生活の安定及び復旧その他必要な措置に関するもの

4) 発信の手続き

非常通報の形式、記載方法、伝送順序及び伝送方法は、次によるものとする。

ア. 形式

電報形式または文書形式（通常の文書体で記載するもの。ファクシミリの場合も同じ。）とし、次の事項をこの順序で記載するものとする。

《非常通報の記載要綱》
<ul style="list-style-type: none"> a. 種類（ヒゼウ、欧文の場合はE X Z） b. 字数（文書形式のものの場合を除く。また、電報形式のもので電話回線のみを経由することが明らかな場合は省略することができる。） c. 発信局 d. 発信番号 e. 受付日 f. 受付時分 g. 名宛 h. 指定 i. 記事（または局内心得） j. 本文

1. 記載方法

<p>《非常通報の記載方法》</p> <p>a. 受付時間は24時間制をもって記載するものとする。</p> <p>b. 非常通報を中継する場合は、その記事に中継者名を順次付するものとする。</p> <p>c. 受付日は、必要がある場合に限り、「ヒ」の文字とその次に日付けを表す数字とを記入するものとする。</p>

(3) パソコン通信の活用

電子メール等を用いて関係機関との間で情報交換を行う。

(4) アマチュア無線等の活用

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、アマチュア無線等を活用し、有線通信の途絶時の代替えとして災害情報の収集や伝達に役立てる。

(5) 航空機との交信

1) 地上から陸上自衛隊航空機に対する信号の種類

旗色	事 態	事 態 の 内 容	希 望 事 項	摘 要
赤旗	緊急事態発生	人命に関する非常事態（患者または緊急に手当を要する負傷者）が発生している。	緊急着陸または隊員の降下を乞う。	旗の規格は1辺1mの正方形の布を用い、上空から見やすい場所で旗面が航空機から判明しやすい角度で大きく振るものとする。
黄旗	異常事態発生	食糧または飲料水の不足等異常が発生している。	市役所または警察官に連絡を乞う。できれば通信筒をつり上げてもらう。	
青旗	異常なし	別段の異常は発生していない。	特に連絡する事項はない。	

2) 地上からの信号に対する陸上自衛隊航空機の回答要領

事 項	信 号
了解	翼を振る（ヘリコプターの場合は機体を左右交互に傾斜させる。）
了解できず	蛇行飛行（機首を左右交互に向ける。）

3) 陸上自衛隊航空機から地上に対する信号要領

事項	信 号	信 号 の 内 容
投下	急降下	物資または信号筒を投下したい地点の上空で急降下を繰り返す。
誘導	旋回等で捜索隊または住民の注意を喚起したのち、誘導目的地点に向かい直線飛行し、目的地上空で急降下を繰り返す。	ある地点で異常を発見し、その地点まで地上の人員を誘導したい場合に行う。
督促	連続旋回	地上からの信号等通信事項を求めるときに行う。

4) 地上にヘリコプターの着陸を希望する際は、その希望地点を直径5～7m以上の○内にH（ヘリポートマーク）を図示し、風向きを吹き流し、またはT字形（風向き→）で明確に示すものとする。